

**板橋区立幼稚園・小中学校
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)**

板橋区教育委員会

令和3年1月15日現在

目次

本ガイドラインについて ······	1
感染症対策に関する基本的な考え方 ······	2

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底 ······	3
2 教育活動上の留意点 ······	5
3 登校の判断 ······	10
4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別 ······	11
5 天津わかしお学校における留意点 ······	12
6 教職員の健康管理 ······	12
7 教職員の勤務・服務 ······	12

II 臨時休業編

1 感染者が出了した場合 ······	14
2 濃厚接触者を把握した場合 (同居家族が感染した場合等) ······	15
3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置 ······	16
4 学習の機会の保障について ······	16

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドライン及び東京都の感染症予防ガイドラインを踏まえ、板橋区教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

1月15日改訂版では、国からの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.12.3Ver.5）」及び東京都の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の『新しい日常』の定着に向けて～改訂版 Ver2（令和2年9月14日）」等を参考としながら、現在の板橋区の感染状況に合わせ、今後の教育活動の指針となるよう作成しました。

なお、緊急事態宣言発令下の対策については、令和3年1月7日付通知「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」によるものとする。
また、卒業式及び入学式については、令和3年1月15日付通知「令和2年度卒業式及び令和3年度入学式等について」に基づき対応する。

感染症対策に関する基本的な考え方

今後、新学期を迎える教育活動の再開に当たっては、学校において、以下4つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避
 - ①換気の悪い密閉空間 (密閉)
 - ②多くの人が密集 (密集)
 - ③近距離での会話や発声 (密接)

また、特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内及び区内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底（国衛生管理マニュアル別添1のP22）

（1）幼児・児童・生徒

ア 学校は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後等）、咳工チケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用等）の励行について指導すること。

マスクの着用について（国衛生管理マニュアル別添1のP41～43）

屋内で、身体的距離（できるだけ2m（最低1m）以上）が十分とれないときは、マスクを着用すべきと考えられます。

屋外で、気温・湿度や暑さ指数（W B G T）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、身体的距離（できるだけ2m（最低1m）以上）に配慮しながらマスクを外してください。

熱中症は直ちに命の関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、身体的距離（できるだけ2m（最低1m）以上）配慮しながらマスクをはずしたり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導します。

体育の授業においては、身体的距離（できるだけ2m（最低1m）以上）に配慮することでマスクの着用は必要ありません。（詳細は本ガイドラインP6の（4）感染症対策に留意した各教科等の指導をご覧ください。）

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

イ 児童生徒等（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒等には、「健康観察表」を配付し、毎日記入・提出を求める事。）。

ウ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。

工 通学時には、会話を控える等、飛沫感染の防止に努めること。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童生徒等と接することから、手洗い、咳工チケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるよう積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させる等、適切な措置を確実に講じること。

(3) 校内環境（国衛生管理マニュアル別添1のP25～32）

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置する等、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに空調や衣服による温度調節を含めて、温度、湿度の管理に努めること。
換気設備を設置している学校においては、適切に使用してください。

換気設備のない場合は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放し、授業中は可能な限り室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）、十分な換気を行うこと。

冬季における換気の留意点

冷気が入り込むため窓を開けづらい時期だが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期であるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。気候上可能な限り、常時換気に努めること（難しい場合には休憩時間毎に窓を全開にする）。

室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場合が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

また、室温が下がりすぎないよう、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効である。

ウ 教室やトイレ等児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う等して環境衛生を良好に保つこと。

（別添4「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。）

2 教育活動上の留意点

今後の教育活動を進めるに当たり、児童・生徒等が感染症予防対策を理解し、主体的に実践する態度を育む観点から、次のように対応する。なお、幼稚園についても、同様な配慮を講じること。

（1）授業時間

ア 1単位時間は、通常どおりとする。ただし、学校の実情により小学校では40分間、中学校では45分間とすることができます。

イ 休憩時間には、これまでどおり、教室の空気の入れ替えや児童生徒等の手洗い・うがいを徹底すること。

（2）学習指導

6月1日以降、臨時休業の措置を講じたことにより、授業時数確保に向けて各種取組みを行ったとしても、本年度中に指導内容を終えることが困難な場合には、次のように対応する。

ア 第6学年及び第9学年については、学習指導要領に示されている各学年の内容の指導を、今年度中に終えられるように計画する。その際に何を学ぶか（指導内容）を明確にし、どのように学ばせるか（指導方法）を柔軟に見直し、学校体制を整える。

授業時数の確保については、モジュールや7時間目の授業を設定したり、卒業式後も授業日を設けたりする等、学校の実情に合わせて工夫する。ただし、標準時数を下回ることのみをもって学校教育法施規則に反するものではない。

イ 他の学年については、特例的な措置として、年間指導計画を見直し、次学年での指導を行うことができる。その際には、保護者への説明を行うこと

ウ 少人数指導については、十分な感染防止に努め、計画どおりに行うこと。ただし、感染状況においては計画を変更して実施することもできる。

工 双方向のオンライン授業については、国や東京都の指針が明確になるまでは、授業時数に計上しない。

(3) 全校朝会・集会、学年集会

児童生徒等を集める場合は、できるだけ短時間とし、児童生徒等の間隔及び換気に十分配慮する。

(4) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、児童生徒等及び教員は、常時マスクを着用する。ただし、体育の授業や熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すようにする。

イ 授業において、15分以上かつ手の届く近距離で互いに向かい合うグループワーク等は控える。

ウ 学級・学年を超えた活動や、特別教室を使用した活動を行う際は、感染防止に十分努め、活動後の換気や、手洗い・うがいを徹底する。

エ 学校図書館を利用する際には、図書館利用前後に手洗いするというルールを徹底させる。また、児童生徒等の利用する時間帯を分散させるなど工夫し、図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持する。

オ 外部講師を招聘して出前授業を行う際は、外部講師の健康状態を十分確認し、体調が優れないときには実施しない。

カ 特に感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導等については、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(例)

- ・体育において、児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、年間指導計画の後半に変更すること。また、個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる運動を行うこと。なお、体育館や武道場で実施する場合は十分な換気を行う。

- ・理科の観察は、顔を寄せ合う状況にならないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

実験は、密接を防ぐため、1セットの実験器具を扱う児童・生徒を2名までとするなどして実施する。

実施の際は、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行う。

- ・音楽においても、原則、マスクを着用する。

合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空ける。

管楽器（リコーダー等）を用いる活動の際は、窓や壁に向かって、2m程度間隔を空けた横一列や半円の隊形で音楽室等の換気を十分に行う。

- ・調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、1台の調理器具に2名までとするなどして実施する。

実習で使用する調理器具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度洗浄する。

児童・生徒が、顔を寄せ合う状況にならないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

キ 心臓や腎臓疾患、結核、内科、眼科、耳鼻咽喉検査等の定期健康診断を実施できない場合には、水泳指導は実施しない。

ク 授業中、児童生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに指定された部屋等に移動させるとともに、保護者に連絡し、引き渡す。

（5）学校給食及び昼食、清掃活動

ア 配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶ等の工夫を行う。

イ 児童生徒等が対面して会食する形態を避け、会話を控えさせる。

ウ 清掃活動は、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状態で、マスクをした上で掃き掃除のみを行う。掃除終了後には、必ず石けんで手洗いを行う。

（6）休憩時間

ア 教室等の窓や扉は開放し、十分な換気を行う。

イ 特別教室や校庭等での活動後、また、トイレ使用後等に、手洗いを徹底する。

ウ 学年別やフロア別に時間差を設ける等休憩時間をできるだけ分散させる。

（7）部活動（国衛生管理マニュアル別添1のP50・51）

- ア 活動時間は平日2時間、土日3時間の1日当たりの上限の中で、週当たり8時間以内とする。
- イ 同一部活動の中で複数の感染者が発生した場合には、当該部活動は休業期間を含めて14日間中止する。
- ウ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに、短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- エ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導補助員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- オ 対外試合を実施する際は、感染症拡大防止対策及び熱中症対策について、確実に行うこととし、活動時間は3時間程度とする。なお、緊急事態宣言発令時の对外試合や合同練習は中止とする。
- カ 大会を実施する際は実施要綱を作成し、大会責任者や感染症拡大防止対策及び熱中症対策について明記するとともに、生徒の参加に際しては、保護者の同意を得ることとする。

(8) クラブ活動・児童会・生徒会活動

- ア クラブ活動・委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- イ クラブ活動の活動内容については、「(4) 感染症対策に留意した各教科等の指導」と同様とする。
- ウ 生徒総会等はできるだけ短時間とし、体育館で行う場合は、生徒等の間隔及び換気に十分配慮する。

(9) 学校行事

- ア 令和2年度に計画されていた宿泊行事や連合行事は中止する。
- イ 児童生徒や参観者が密集し、児童生徒が近距離で組み合ったり接触(発声)したりするような運動会、音楽会、学芸会等は実施しない。なお、3密の状況を回避し、内容や方法を工夫して実施することはできる。
- ウ 大人数が集まる施設への見学や、バスや電車等公共交通機関を利用する遠足や社会科見学は、感染状況を見極め、感染症予防対策を十分に講じた上で、3学期以降は実施してもよいこととする。

公共交通機関を利用する場合は、通勤や帰宅時の混雑した時間帯を避けること、貸切バスを利用する場合においては、座席配置や長時間の乗車とならない行先・行程の工夫など、十分に考慮すること。

また、現地ではグループごとに分かれて見学する等工夫をすること、3密にならない昼食場所を確保すること等、見学先等への十分な配慮の下で事前の実地踏査及び打合せを十分に行うようとする。

児童・生徒及び保護者に対し、ねらいや実施における感染対策、緊急時の連絡体制、キャンセル料、感染症の不安により参加をしない場合の学習保障等についても丁寧に説明し、保護者から参加承諾書を得るようにする。

なお、感染状況により、児童・生徒の安全が十分確保できないと判断する場合は、延期又は中止する。

- 工 健康診断は心臓や腎臓検診、結核検査を先行し、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施できるよう計画を修正する。
- オ 中学校の職場体験については、実施学年全員の受け入れ先が確保できる場合には実施することができる。

(10) 土曜授業プラン、学校説明会、上級学校への学校見学

- ア 土曜授業プランを保護者や地域に公開をする場合には、参観者の人数制限や教室（会場）の限定、時間短縮等の感染症対策を徹底する。なお、在籍する児童生徒等やその家族に感染が確認された場合や濃厚接触者に指定されたなどの場合は、公開を中止する。
- イ 令和3年度の新1年生及び新7年生に対する学校説明会・学校見学については、来校者名簿に氏名と連絡先を記入していただく等、後日連絡が取れるような体制を整えるとともに、入口での手の消毒やマスクの着用を徹底させる等の感性症対策を徹底する。また、来校ができない児童生徒等・保護者に対して、ホームページに学校説明会で活用した資料をアップロードする等、各校の実情に合わせて対応する。
- ウ 第9学年の上級学校への学校見学については、見学校のホームページ等を確認し、感染症の予防対策を十分した上で見学する。

(11) 保護者会、コミュニティスクール委員会等

- ア 開催する場合は、当日説明する内容等を文書等であらかじめ保護者や関係者等に伝え、短時間で開催する。

- イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- ウ P T A 総会や各委員会についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には、ア及びイの内容を徹底する。

(12) 登下校指導（国衛生管理マニュアル別添1のP54）

特に下校の際は、速やかに自宅等に帰り、立ち話や寄り道等をしないよう指導する。

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。

集団登下校を行う場合には密接をとらないよう指導します。

気温が高い期間は、熱中症予防のため、身体的距離（1m以上）をとりながらマスクを外して登下校することを指導する。

(13) 放課後や休日の過ごし方

感染を防ぐため、電車、バスの利用をなるべく避け、人混みとなるような場所に出かけないよう指導する。

3 登校の判断（国衛生管理マニュアル別添1のP44）

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

- ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で校長が出席しなくてよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童生徒等について

- ア 国や地域を問わず、海外等から帰国した児童生徒等については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、渡航先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

- (3) 感染症の予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかつた場合について
新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかつた場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

例えば、児童生徒等同士で、医療従事者が家族にいる又は、感染症が流行している国や地域に関係している児童生徒等に対して感染しているかのように扱うこと、咳をしている児童生徒等を非難するような言動、教職員が児童生徒等に対して感染者等を差別するような不用意な発言をする等、学校生活の様々な場面で、偏見や差別につながるような行為が行われる可能性が考えられる。児童生徒等への指導だけでなく、教職員自身も十分意識し日々の業務を行うようにする。

5 天津わかしお学校における留意点

- (1) 寄宿舎においても、手洗いや咳エチケットの徹底等、基本的な感染症対策を実施するとともに、換気の徹底等、集団感染リスクに対応する等、国ガイドライン及び本ガイドラインの内容を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。

- (2) 入舎する児童について、感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、天津わかしお学校が臨時休業となった場合は、学務課と寄宿舎における対応を協議すること。

6 教職員の健康管理（国衛生管理マニュアル別添1のP46）

- (1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表（本人用）」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表（確認用）」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

管理職は、毎日、別添「健康チェック表（確認用）」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。

登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

- (3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。

- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

- (5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

7 教職員の勤務・服務

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る勤務の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・都費教職員：令和2年5月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の解除に伴う区立学校再開後の教職員に係る勤務及び服務の取扱いについて（都費教職員）」
- ・区費職員：令和2年5月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言解除に伴う区立学校再開後の教職員に係る勤務及び服務の取扱いについて（区費職員）」

※区費職員の在宅勤務の取扱いについては、令和2年6月26日付事務連

絡「区費職員の在宅勤務の取扱いについて」を参照すること。

- (2) 教職員が新型コロナウイルスに感染症に感染した場合、感染の疑いがある場合又は感染症対策に伴い、子の世話をを行うために勤務しない場合の服務上の取扱いについては、次のとおりとする。
- ・都費教職員：令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務上の取扱いについて（都費教職員）」
 - ・区費職員：令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る職員の服務の取扱いについて（区費職員）」（令和2年8月3日付別紙差替）」
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う通勤手段の変更及び通勤手当については、令和2年4月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う通勤手段の変更について」のとおりとする。

(これまでに発出した関連通知一覧)

●勤務の取扱い

(都費教職員)

- ・令和2年4月7日付2板教指第99号「休業中の措置等に伴う令和2年度再任用短時間勤務教育職員の勤務日数の変更について」
- ・令和2年4月9日付事務連絡「臨時休業期間中の教職員に係る勤務の取扱いについて（都費教職員）」
- ・令和2年4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」発令に伴うスクールカウンセラーの対応について」
- ・令和2年5月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の教職員の業務軽減等の取扱いについて（都費教職員）」
- ・令和2年6月19日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の服務及び給与等の取扱いについて（都費教職員）」

(区費職員)

- ・令和2年4月10日付事務連絡「臨時休業期間中の職員に係る勤務の取扱いについて（区費職員）」
- ・令和2年4月16日付事務連絡「感染症拡大防止に向けた取組みの強化について（区費職員）」
- ・令和2年4月28日付事務連絡「教員の出勤抑制等に係る今後の対応について（区費職員）」

- ・令和2年5月8日付事務連絡「職員の出勤抑制等に係る対応について（区費職員）」
- ・令和2年6月8日付事務連絡「妊娠中の教職員の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について（区費教職員）」
- ・令和2年6月26日付事務連絡「区費職員の在宅勤務の取扱いについて」
- ・令和2年8月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる職務専念義務の免除について」
- ・令和2年9月14日付事務連絡「休憩時における新型コロナウイルス感染症予防対策について」

II 臨時休業編

1 感染者が出了した場合

（板橋区立小中学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症への区対応について別添3参考 国衛生管理マニュアル別添1のP59）

（1）児童生徒等の場合

- ア 校長は、当該児童生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- イ 校長は、区教育委員会（学務課）に報告する。
- ウ 区教育委員会（学務課）は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について3日間を目安に臨時休業を行う。ただし、保健所と相談の上、当該児童生徒等の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。
- エ 保健所は、当該児童生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。
- オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用工タノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
- カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

（2）教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1（1）児童生徒等の場合」のイから力までと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について3日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること。）。

（3）その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒等が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合等）

（1）児童生徒等の場合

ア 校長は、児童生徒等の同居の家族の中に感染した者がいる等、当該児童生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒等の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、区教育委員会（学務課）に報告する。

エ この場合、区教育委員会（学務課）は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

（2）教職員の場合

校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいる等、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童生徒等の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や区内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

4 学習の機会の保障について

(1) 感染者・濃厚接触者が確認された場合

- ア 各授業終了後の板書や児童・生徒のノートを画像で残す。
- イ 当日の教材や板書・ノートの画像、今後の学習予定等について、ホームページにアップロードをする等、当該児童・生徒に確実に届くようにする。なお、届ける方法については、当該児童・生徒や保護者の意向を踏まえて実施する。
- ウ 教職員から当該児童・生徒の家庭に定期的に電話連絡をし、当該児童・生徒の健康状況を把握するとともに、学習状況を確認する。
- エ 健康観察期間終了後、必要がある場合には、放課後や長期休業期間中に補習を行う。

(2) 学年・学級が臨時休業の場合

- ア 4月からの臨時休業期間中と同様に、学習プログラムや家庭でできる教材を作成し、ホームページにアップロードする。なお、当該児童・生徒や保護者の希望がある場合には、個別に対応する。
- イ 臨時休業期間が2週間にわたる場合、可能ならば動画を作成する。
- ウ 週1回以上、教職員から各家庭に定期的に電話連絡をし、児童・生徒の健康状況を把握するとともに学習状況を確認する。
- エ 臨時休業期間終了後、必要がある場合には、放課後や長期休業期間中に補習を行う。

(3) 全校臨時休業の場合

- ア 学年・学級が臨時休業の場合の（2）ア～エと同様な対応を行う。なお、臨時休業期間が 2 週間に渡る場合には、動画を作成・配信する。
- イ 第6学年及び第9学年については、学習指導要領に示されている各学年の内容の指導を今年度中に終えるように工夫する。その他の学年については、学習状況により年間指導計画を見直して、次学年での指導を行うことも考慮する。

(4) 感染症への不安等により登校できない、しない場合

- ア 臨時休業期間中同様、週1回以上連絡を取り合い、状況を把握とともに、社会的な自立に向けた支援を継続的に実施する。
- イ 深刻な状況がある場合には、速やかに指導室又は教育支援センターへ報告し、SCやSSWの派遣依頼をする。また、必要に応じて、板橋区子ども家庭支援センターや警察等関係機関と連携を図りながら、組織的に対応する。

別添資料

別添 1

国からの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.12.3 Ver.5）」

別添 2

東京都の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の『新しい日常』の定着に向けて～改訂版 Ver2（令和2年9月14日）」

別添 3

板橋区の「板橋区立小中学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症への区対応について」

別添 4

板橋区の「清掃チェックリスト」